

今こそ読もう・知ろう! 憲法!



第6回 一人ひとりが尊厳をもって働けるように

明日の自由を守る若手弁護士の会
安原 邦博

【憲法 27 条】
すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③児童は、これを酷使してはならない。

【憲法 28 条】
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

「勤労」の権利
第1回で紹介した「立憲主義」は、権力(者)が個人の権利を侵害しないよう、権力(者)をしぼるた
めルールでしたね。
憲法27条、28条は、「勤労」の権利を保障し、国に対してはそのための措置をとる義務を、そして、雇われ側(労働者)との関係

で国と似た権力(者)となる雇う側(使用者)に対しても、「勤労」の権利を尊重する義務を課しています。
人にとって「働く」ということは、単に生活の糧を得るためだけのものではありません。仕事を通して成長したい、あるいは生きがいを得たい、という人格の発展にも深く関係しています。

このように、働くことは尊厳をもって生きることそのものですから、自分で仕事をみつけれないときは国に対し仕事を紹介するよう要求できますし、仕事を見つけれないときにはそれなりの生活費を要求できます。そのために、職業安定法、雇用保険法、雇用対策法等があるわけです。

「勤労」の「義務」?

憲法27条1項は、「勤労」の「権利」だけでなく「義務」も定めていますね。これは、国が市民に対して労働を強制できるという意味ではなく、働けるのに働こうとしないために生活が危うくなっている人に対してまで生存権(憲法25条)等に基づく制度が適用されない、ということを含意のために規定したものと見えます。
たとえば、生活保護法4条1項は、これを受けて、「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を活用することを生活保護受給要件としています(もちろん、こういった要件で安易

に個人の尊厳ある生存が脅かされるような生活保護行政を行うことは憲法25条により許されません)。

弱い立場にある労働者を法律で守る

憲法27条2項は、「勤労条件」に関する基準を法律で定める義務を国に課しています。そのため、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の法律が生まれました。なぜ憲法にこのような条文ができたのか存じですか?
給料・労働時間・勤務地・業務内容等の労働条件は、労働者と使用者とが交渉して契約することで決まります。しかし、使用者と対等な立場で交渉できない労働者って…なかなかないませんか。歴史を振り返ると、労働者が「生きていくためには仕方がない…」と、ものすごく低い給料で朝から晩まで休みなしで働かされたりすることがありました。

これでは市民一人ひとりが尊厳のある個人として生きることができません。そのため、国が労働条件に関する基準を法律で定めることで、使用者と労働者との間の契約に介入することを宣言したのです。
これを受けて労働基準法は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」(1条1項)と定め、給料

や労働時間等に関する基準について詳しい規定を置きました。

労働基本権

とはいえ、市民一人ひとりが尊厳をもって生きることができない働き方は、この社会でまだまだ表現されています。低収入・不安定な働き方、働かされ過ぎによる「過労死」、健康・生命に危険のある就労環境の放置等、様々な問題が解消されておらず、さらに日々新たな問題が生まれています。

この解決のためには、法律等の社会制度の改善とともに、労働者が使用者に対して対等な立場に立てるようにする必要があります。そのため、憲法28条は、

- ①団結する権利
 - ②団体交渉をする権利
 - ③団体行動をする権利
- を保障しています。この①②③をまとめて「労働基本権」といいます。

労働者は、ほかの労働者と一緒になって(団結して)、労働条件を維持したりよくするための組織を作ることが出来ます。それが①「団結する権利」です。そして、労働者が団結して作った組織が労働組合です。
労働組合は、使用者と労働条件について交渉する権利があります。それが②「団体交渉をする権利」です。

労働組合は、団体交渉だけでなく、集まって組合活動をしたり、ストライキをしたりする権利もあります。それが、③「団体行動をする権利」です。

これらの労働基本権を守る法律として労働組合法が作られています。
この社会で生活する一人ひとりが尊厳のある個人として対等な立場で働けるようにしたい、そのためにあるのが憲法27条、28条なのです。→次回は4月5日号(毎号連載)

〈やすはら くひろ〉

北大阪総合法律事務所
(kitaosaka-law.gr.jp)
弁護士(大阪弁護士会)。
自由法曹団・本部事務局
次長(労働問題担当)。



民主法律協会、日本労働弁護団等の法律家団体会員。泉南・建設アスベスト問題等に携わる大阪アスベスト弁護団(asbestos-osaka.jp) 団員。著作は「裁判の中の在日コリアン〔増補改訂版〕」(現代人文社)の「徳島県教職員組合襲撃事件―差別との闘いが拓いた新たな景色」等